

会議録審議会等

審議会等の名称	平成22年度 第1回山口市環境審議会
開催日時	平成22年 12月1日(水曜日) 10:00~12:00
開催場所	山口市不燃物中間処理センター 管理棟研修室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	中西 弘(会長)、伊原 靖二(副会長)、糸原 義人、上重 一枝、浮田 正夫、小野 加寿男、木村 博、東福 満徳、前田 哲男、前田 幸子、山本 翠 敬称省略・順不同(11人)
欠席者	藤島 政博、藤原 俊廣 敬称省略(2人)
事務局	(環境部): 吉田部長、兒玉次長 (環境保全課): 宮崎課長、三輪主幹、高橋主任主事、田邊主幹、今谷主査 上田主幹、江村副主幹、瓦本主査 (環境衛生課): 中村副主幹 (環境施設課): 松本主幹 (資源循環推進課): 江村主幹、米田主任主事、勝富主幹、田中主幹 (経済産業部): 伊藤部長、東次長 (農業整備課): 岡村課長、大村主査、井上主査 (21人)
議題	(1) 環境概要(山口市環境基本計画年次報告書「平成22年度版」)について (2) 田園環境整備マスタープランについて
内容	環境部長の挨拶、新委員紹介の後、会長の進行により議事に入った。 <会長> それでは、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。 最初にお諮りしたいことがございます。当審議会は、原則公開で、議事録についても公表することとしています。その方針でよろしいですか。 (異議なし) ありがとうございます。異議なしということで、当審議会においては、原則公開で、議事録についても公表することとさせていただきます。 さっそく議事に入りたいと思います。お手元の議事次第にありますように、本日の議題1は、環境概要(山口市環境基本計画年次報告書「平成22年度版」)についてです。事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

(環境概要(山口市環境基本計画年次報告書「平成22年度版」)について説明)

<会長>

御審議をお願いいたします。内容につきまして御意見がございましたら発言をお願いいたします。

<委員>

21年度の実績については23年1月にホームページ上に掲載するとの説明がありましたが、これは、県の環境白書の発行にあわせてデータを更新、修正していくということですか。

<事務局>

環境概要につきましては、できるだけ早い時期に作成して、審議会委員の皆様のお伺いし、新たな年度の取組みに生かしていかなければいけないという考えから、作成の時期を早めようとやってみました。その流れの中で、県の環境白書の資料が間に合わないということからホームページの中には、この情報をすべて取り入れて、21年の県の環境白書が出ましたらその数値は更新して、お示しいこうという考えでございました。それが、こちらの手続き上遅れてしまいましたので、今時期になりましたことから県白書の方も取り入れて印刷をするということの説明させていただいたところです。

<会長>

よろしいですか。他にございますか。

<委員>

9ページの重点プロジェクトの民生部門における地球温暖化対策の推進についてエコドライブの記載があります。これに関連しまして、市が意識的に率先してエコカーの導入等を重点的にやっただけであれば、最近では電気自動車等が出ていますのでアピールも大きいかなと思います。

それと、12ページの食と農のネットワーク推進事業についてです。市民農園を開設すれば環境にやさしい地域づくりになるのかなと感じました。農園でものを作ることには、化学肥料や農薬を使うのかそれとも有機農業的に農薬、化学肥料を使わないでものを作っていくのかというようなことがあります。ただ単に市民農園を開設して農作物を作っていけば、環境にやさしい地域づくりにつながるというのには、もう少し内容を詰めていく必要があります。

有機農法、自然農法という農薬や化学肥料を使わない作物栽培、そうしたものが、実は環境にやさしい地域づくりにつながってくると思います。もう少し突き

詰めていくと、市が有機農法や自然農法といったできるだけ農薬を使わない農法をどれだけ支援ができるか。そして、それを市民農園利用者に技術指導できるかということ等の部分に踏み込んでいかないと、お題目に終わってしまうという感じはしました。内容を精査していただきたいと思います。

次の循環型社会の推進、ごみ排出量の抑制についてですが、内容をもう少し具体的に考えていただきたいです。ごみ減量を消費者に啓発していても、商品がそもそも過剰包装であれば、どうしてもごみは出てきます。市が企業と連携しながら、できるだけ過剰包装しないような商品開発ができないでしょうか。その辺を考慮した上での抑制でなければ、取組みは難しいと思います。

そして16ページのエネルギーの有効活用の中に森林資源等の記述があります。現在、森林資源として多いのはスギ、ヒノキですが、これは間伐をしていかなければいけません。しかし、現在農山村においては、ほとんど農家は間伐をやりません。放置してある状態です。確かに近隣に山はたくさんありますが、これを活用するとなると、かなりの労力と費用がかかると考えられます。そこを考えた上で取り組んでいただきたいです。

それから先程、動物愛護とありましたが、今年は、クマとかイノシシ等が多く出没しています。これは、日本の山にスギ、ヒノキを優先して植林をした結果、動物の食べ物であるクリ、ドングリ等がないからなのです。しかも現在日本で使われているのは、ほとんどが外材です。植林をしてスギ、ヒノキがたくさん育っていますが、採算があわないことから放置されています。これから森林資源として、スギ、ヒノキだけではなくて広葉樹林、クヌギ等を新たに植林してもいいのではないかと思います。それは、山林の多様な植生を作るとともに動物への愛護につながります。俯瞰した対応を考えていただいた上で、バイオマス等の活用に取り組んでいただきたいと思います。

<会長>

事務局の説明をお願いします。

<事務局>

最初の御質問のエコカーについてですが、21年度におきましても導入を行っております。併せて22年度も、公用車を管理しています管財課において電気自動車の購入を進めているところでございます。今後につきましても、エコカーをできるだけ取り入れていくという考えでおります。

そして、循環型社会の推進の中で包装紙を使用しないような取組みや、事業者への協力が求められないかというところですが、今のところは市としての取組みはできていません。今までの県の取組みとしては、スーパー等でのレジ袋の無償提供の中止があります。先日、県で会議がありましたが、今後は食物残さについて、事業者に対して減少に向けた協力要請をするということを聞いています。

山口市におきましても、そういったものに協力しながら取り組んでいきたいと思えます。県等にもそういった取組みの中で力を入れてやっていけないか、要請もしていただければと考えています。

<委員>

廃棄された食材を堆肥にするコンポストについてですが、市が作った生ごみ堆肥を市民農園で使ってもらってはどうかでしょうか。生ごみ堆肥は成分が安定していないことから、通常農家では使われていません。市民農園をどんどん発展させることによって、市が作ったものを優先的に使っていただければ良いのではないのでしょうか。補助制度とまではいなくても優遇措置を取る等、作ったものをどう利用するのかという仕組みを考えていただければ有効活用できると思います。

先ほどのエコカーですが、せっかく市として良いことをされているので、外部に山口市の優秀さをアピールできる機会ではないかと思えます。

<事務局>

生ごみ処理対策推進事業につきましては、各御家庭に設置する電動生ごみ処理機、コンポストへの補助でございますので、対象は個人です。それを市民農園に活用するというのは、難しいと考えられます。

もう一つ市として行っていますのが、学校給食施設から出る調理くず、あるいは、学校から戻ってきた食べ残しが今年度は99トンくらい出る予定なのですが、その生ごみを業者に委託しまして、今年度は堆肥に加工して有機農家等に販売するということを行っています。実際そこからは民間のことになりますので市は関与しておりませんが、そういった事業を行っていることもお知らせしたいと思えます。

<事務局>

それから、エコカー導入についてはもっとアピールすべきだと考えております。12月15日号の市報におきましては、本庁舎前庭の外灯をこれまでの水銀灯からLEDに替えたことによって、電気代の削減と併せてCO2の削減もされるという掲載を行っているところではございます。今後、エコカーについて電気自動車等を購入していく場合は、そういったものはアピールしていきたいと思っております。

<会長>

他にありませんか。

<委員>

12ページの環境にやさしい地域づくりについての質問です。環境基本計画の

中で環境にやさしい地域づくりについては、スローツーリズムを推進していこうということと、環境保全モデル地域を指定する、あるいは顕彰制度を検討していこうということが、市の取組み施策として掲げられています。この二つは、なかなか難しい取組みであって初年度からその成果を出すことは難しいかなと思います。しかし、中間年度にこれができなかったから、やらないというわけにはいきませんので、現状の難しさを御紹介していただければと思います。

<事務局>

スローツーリズムの取組み状況についての現状を御報告申し上げます。スローツーリズムに関しては、阿東町との合併が大きな影響となっています。阿東地域、隣の津和野町との連携で、農家民宿、農家レストラン等を含めたスローツーリズムの取組みによりやく入ったばかりでございます。地元の食材について何を売りにするかとか、農家との直接調整が必要となってきます。そのあたりの組立てを始めたところでございます。

それから、南部地域では、ルーラルアメニティー構想としまして、新山口駅から南側、川東、川西、これらを一体的に地域資源を活用しながら、ゆっくり一日回っていただけるゾーン整備ができないかという事業がございます。それらについて今、地域の売り物になる品の洗い出しをしている途中でございます。来年度からは具体的なかたちでソフト事業を立ち上げていきたいと思っているところでございます。

<会長>

ありがとうございます。他にございませんか。

<委員>

いくつかの確認をしたいのですが。まず、5ページにありますようにアンケート方法が変わったので、少し数値の変動があるようです。これは、具体的にどのように変えられたのでしょうか。それで、11ページに環境に優しい行動をしている市民の割合が載っていますが、これもアンケートから出されているのだと思いますので、その辺の関係についてお聞きします。

それから、10ページのISO14001とかエコアクション21、グリーン経営認証の部分ですが、グリーン経営認証についてはどういうものか説明をお願いします。また増えたものの内訳について、エコアクション21がどの程度増えたのかお尋ねします。

そして、3点目はごみの問題ですが、ごみ処理関係を含めて山口市は全国的に見ても非常に優良な方ではないかなと思っております。しかし、燃えるごみの排出量が全国平均に比べますと、少し多いです。その原因は事業系のごみが多い点ではないかと思うのですが、事業系のごみの受取り料金が他市に比べてどうなの

でしょうか。

第4点目は、52ページに記載されている浄化槽基数のうち、合併処理浄化槽はどの程度なのか確認したいのですが。

<事務局>

環境に関するアンケートについてのお尋ねでございますが、この環境基本計画を作る際に、平成19年度に市民向け、事業所向けにアンケート調査を行っております。それが、環境基本計画に載っています指標になっております。これを21年度におきましては、市が行っています「まちづくりアンケート」に指標を変えています。「まちづくりアンケート」は、市民を対象に生活のこと、教育のことそういった様々な分野別にアンケートを行ったものです。アンケート自体が変わっていますので、掲載の方法も変えていかなくてはならないと考えております。

<委員>

11ページの環境に優しい行動をしている市民の割合も新しいアンケートの結果ですね。

<事務局>

はい、こちらの市民アンケートの設問の中に、自然を大切にしている割合を入れてあります。単独でアンケートを行っていたものを、市の指標の中に入れていったということです。

<委員>

継続されるのだからそれでいいと思うのですが、目標に無理があるというところがあれば、検討しなければならないと思います。次は、グリーン経営認証とはどういうものでしょうか。

<事務局>

グリーン経営認証は、トラック協会、運送の部門で行われている環境に配慮されたシステムです。ISO14001が国際規格、エコアクション21が国内版と解釈いただければ、トラック協会が行っておられるのが、グリーン経営認証です。

また、増えたものの内訳ですが、こちらで把握しておりますのは、取得費用が安いというところもありまして、エコアクション21の部門が増えています。現在の合計では、22件増加しています。

<委員>

エコアクション21は、山口市内で最近の一年で20件くらい取られていると

いう事ですか。

<事務局>

今、内訳が手元にありませんが、エコアクション21のほうが飛躍的に増えているということでございます。

<委員>

事業系のごみが多いのは、山口市が第三次産業従事者数の割合が相対的に多いのでやむを得ないのか、それとも比較的安い料金で受けているので、気軽に運び込まれているのか。その辺りどうでしょうか。

<事務局>

事業系のごみについて、可燃ごみを清掃工場に持込む場合は、100キログラム当たり、525円となっております。これは県内他市と比べまして、県内で下から3番目の手数料の額でございます。

<委員>

手数料が高くなると、リサイクルや減量する傾向があるかなと思います。

今、浄化槽の基数については合併処理浄化槽が多いと思いますが、どの程度ですか。汚水衛生処理率というのは、合併処理浄化槽だけ受入れしますね。

<事務局>

浄化槽については下水道関係の部局で数値を出していますので、詳細について調べましてお答えしたいと思います。

<会長>

特に合併処理浄化槽については、し尿の処理量ですね。雑排水の処理量が入っていないので、そのデータが入るようにしていただきたいです。

<委員>

16ページで太陽光発電の年間最大出力量をCO2の削減量に換算されていますが、換算係数は決まっていますか。少し大きめのような気がします。

<事務局>

CO2の換算係数に関しましては、NEDOが表している基準で、太陽光電池の1キロワットあたりの年間CO2削減量が約358.6キログラムというものを使っています。そこで、山口市の21年度補助金申請分の総設置キロワット数が、1203.83キロワットでしたので、こちらをかけまして、年間431.

69トンの削減量が見込まれるという数値です。

<会長>

それでは、10ページの環境家計簿の普及促進についてお尋ねしますが。これは配布された後そのままになっているのか、熱心につけていただいたのか、その辺りの把握はされていますか。

<事務局>

環境家計簿につきましては、なかなかこの地域においても取組みが難しいということなのですが、目的としては、環境家計簿というものを見ていただいたり、つけていただいたりすることでのCO2削減の啓発が主なものになります。その中で当初、市としましては、全戸配布してはどうかという意見もあったのですが、結果的には10,000部印刷をいたしまして、学校や関係団体、特に環境に配慮していただけたところへ、配布を9,000部いたしました。配布後、お返しいただいたものは、約100部程度となっています。

<会長>

その辺りが重要なので、情報が欲しいところですね。

<事務局>

情報として統計を取ろうという考えもあったのですが、個人によっては3ヶ月だけつけられていたり、途中がぬけていたり等ということがありまして、統計までにはいたっていないのが実情でございます。

<会長>

そして、14ページの生ごみ処理対策推進事業のなかで、電動生ごみ処理機、微生物を使用する処理容器、土を利用するコンポストへの補助数の記載があります。電動生ごみ処理機の補助数が減ってきていますが、この辺りの説明をお願いします。

<事務局>

電動生ごみ処理機等におきましては、主に購入される方の住居がアパート、マンションや一戸建てで庭にコンポスト等を設置するスペースの限られた方になると思います。そういう方達に行きわたったということもあり徐々に減少していると考えられます。土を利用するコンポストにつきましては、主には畑をお持ちの農家の方が中心でございます。このコンポストにつきましても最近では、若干減少の傾向にあります。

<会長>

ありがとうございます。他に御意見はありませんか。
全体についての御意見もお願いします。

<委員>

環境家計簿については、市民が家庭から排出されるCO2減らしていくために結構な方法ではないかなと思います。山口市としても1万部を印刷されて力を入れられているわけですので、もっと踏み込んでやっていただければ良いのではないかなと思います。

<会長>

環境家計簿をつけるのはなかなか大変で、他市でも配布数の情報はありますが、その後どうなったかということについては、ほとんど報告がないようです。

他に御意見がなければ、環境基本計画の年次報告、環境概要については以上で終わりたいと思います。他に委員の方でお気付きがあれば、直接事務局に言っていただいて市の方で説明に付け加えていただくという事をお願いします。

次は、議題2の田園環境整備マスタープランについてです。事務局からの説明をお願いします。

<事務局>

(経済産業部長挨拶の後、田園環境整備マスタープランについて説明)

<会長>

それでは、御意見、御質問の発言をお願いいたします。

<委員>

29ページ計画図の色の付け方について、方針が見えないので教えていただきたいのですが。環境配慮区域が黄色で、環境創造区域を緑色で塗られていますが、南部と北部とでは、色の付け方が違うようです。南部の方では、農業振興地域だけではなく、山や森林が黄色く塗られています。それに対して阿東地域は、農業振興地域だけを塗られているようです。阿東地域とそれ以外の色の付け方の方針が違う感じがしますが、そういう理解でよろしいですか。

それともう一点、緑色の方の環境創造区域ですが、地図の縮尺にもよるのでしょうが、点あるいは線上の区域指定になっているようです。もう少し面状に広げておかなければ、創造区域として指定しても、効果が上がらないのではないのでしょうか。

<事務局>

まず、環境配慮区域の色の付け方についての考え方ですが、阿東地域におきましては、農振地域における農用地のみを図示しています。山口、小郡、徳地を含めた地区につきましては、農業振興地域を表しています。基本的に農業整備事業については、全ての事業について環境配慮の対象とするところです。

それと創造区域ですが、これにつきましては、環境配慮や事前の調査等を行います関係上、詳細図の整理をしている所でございます。

<委員>

今、北部と南部では農業配慮区域の塗り方の方針が違うと言われたのですが、考え方としては一緒でも統一した計画なので、塗り方の方針は統一した方が良いと思います。

全体として初めに受ける印象は、林業は別なのかなということです。そのあたりも農地だけでいいのでしょうか。自然環境や背景的な景観として森林を見ている感じを受けます。少し整理する必要があるのではないのでしょうか。

<事務局>

御指摘いただいた北部と南部の違いについてですが、2ページに記載していますように阿東地域については、策定時期の関係から旧阿東町のマスタープランを踏襲した形にしております。

統一した方が良いという御意見でしたので、この辺を今後、考慮させていただきたいと思います。南部地域等も含めて山林も入っているのではないかという点ですが、これにつきましても同じく2ページの中で、対象とする地域は「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領」の中で「農業振興地域の整備に関する法律」第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域とさせていただきます。農業振興地域は県が定めるものなのですが、このエリアについてはそのまま図に示し、山林等の中に一部含まれている場合には、一体的に、農業振興地域になっていますのでそのように示しています。

<委員>

今年10月に名古屋で開催されました生物多様性条約締約国会議でも里地里山について、国としても強調されています。やはり、農地、農村と一体のエリアも含んで農振地域が決められていれば、阿東地域の方もそれを少し入れて拡大された方がすっきりされるのではないかなと思います。

<会長>

環境配慮、環境創造という言葉についてですが、創造区域というと何か特別な特徴のあるところを保存するというような意味となっています。けれども、これ

を環境創造と表したり、他を環境配慮ということが、言葉としてなじまないように思えます。他市でも一般的にこのように言われているのでしょうか。

<事務局>

田園環境マスタープランの策定におきましては、この言葉で表すようになっていきます。

<会長>

特別な環境の保存地域が、今のここでいう環境創造地区みたいな感じを受けます。実態となじまないような感じがしますが、一般的に決められているのでしたらこれだけ変えられないですね。

<委員>

私もそういう感覚を受けたのですが、環境創造というと、人間が手を加えてやるという印象があります。例えば多自然型の川づくりについてですが、今までやってこられた多自然型の川づくりには、かなり人工的なイメージがあります。その辺りは、より自然と共生を考えた高度な多自然型というような表現が必要ではないでしょうか。多自然型の農村づくりと言うと、手を加えるんだな、大丈夫かなという印象を持ちます。少し工夫が必要かなと感じます。

<事務局>

この辺りの言葉の書き方は、検討させていただきます。

<会長>

それから、20ページに農業人口の割合が載っていますが、全体に農業に従事する人が非常に減っています。高齢化も進んで、耕作放棄地も21ページにあるように非常に増えています。農村の担い手が乏しくなっているこういう中で環境保全は大変だと思います。

そして、ここには書かれていないことですが、特に一人住まいの高齢者が非常に増えているという特殊な問題があります。災害時にその人の消息がわからないと救出などの手立てが非常に難しいというような点については、現実起こっています。環境もちろん重要ですが、災害についての農村の構造的な検証、様々な問題が昨今提起されています。その辺りも視野に入れていただきたいと思えます。

<委員>

今回の指針は基本的にいい内容ですが、消費者サイドからの視線となっています。農村社会に十分な農家、農民がいる間は、消費者の視点でかなり無理難題を

言っても農家サイドである程度対応していけました。ところが、60歳以上が、50～60パーセントになった高齢化率の高い中山間地域では、とても消費者の意向を十分満足させることはできません。消費者主権という概念から生産者主権、農家主権について真剣に考えた形でないと、おそらくここに盛り込んだ指針というのは達成できないと思います。

生物多様性等について記載がありますが、生物多様性を確保していこうとすると農業生産については、一つの生態系をこわすような化学物質は使わない方がいいのです。そうすると有機農業とか、減農薬とかそういった農法でどれほど農業生産を維持できるかという点が出てきます。

確かにここに書いてある自然環境、生産環境の保全は大切ですが、そこを維持し、守っているのは農家です。農家がそこで暮らしていけるような指針なり、方向性というのが見込まれないと空論に終わってしまうのではないかと危惧しております。この辺りを考慮していただければと思います。

<事務局>

我々も六次産業化といった言葉をよく聞きますが、事業の組み立ては、ほとんどが消費者サイドの事業の流れになっているというのが現実です。政策全体として見た場合、委員がおっしゃった視点については、中山間地域活性化推進室におきまして、基本的な中山間地域の生活保障、セーフティネットの構築、あるいは、一人住まいへの対策さらには、集落支援員といった都会の若者を田舎に入れるといった取組みをしております。それらをトータルで組み立てて、その中の部分としてこの指針を位置付けるという考え方をしておりましたので御指摘の印象を与えたかもしれないと感じております。

<会長>

農家といってもいろんな種類があって、兼業農家もあるし、専業農家もあるし、生産性も非常に高いところもあります。全体的として生産性を上げなければ、構造的なものもあるので基本的に真剣に考えなければいけないですね。

<事務局>

中山間地域は今まで、集落営農でなんとか田畑を守ろうという方向性が主になっていたのですが、それは、地域の絆の力でなんとか守ろうというものですが、それもさらに出来なくなってきました。集落営農の平均年齢が70歳を超えて、80歳に届こうとしているというような状況もあります。その中で若い人を入れる政策を立てる、あるいは、特定法人等、法人化の道を選択するのかといったその辺が非常に難しいところです。

<会長>

他に御意見はありますか。

<委員>

中山間地域についての問題の一方で、街のほうで仕事もなくて引きこもっている若者もいます。その人たちに元気をつけさせるために農作業をして貰うという方法もあります。ただし結局やはり、消費者が変わらないといけないわけです。単に安い食料だけ我々は食べていて幸せなのか、価値観も含めて考えていかなければならない時代ではないかと思います。

先程の環境概要の後ろの部分に小中学校の環境学習について掲載されていますが、この辺りについて市役所一体となって子どもが中山間地域に入っていって学ぶというシステムをぜひ、作って貰いたいと思います。環境教育の体制については教育部局だけに任せるのではなく、環境部局も農業部局も考えていただきたいと思います。

<会長>

ありがとうございます。他に御意見はありますか。

<委員>

25ページの②のところです。同指針の「計画段階」において、「住民や専門家等の意見を踏まえるよう努める」とあります。今聞いていますと、やはり消費者として知らないことが多いと感じました。今は良いとしても10年20年後には、これは、間違っていたという事があるかもしれませんので、あらゆる広い視線からみて構築していく、練っていくという意味でも、計画段階の皆さんの意見というのがとても大事になるかと思います。視線を広げるという意味で、消費者についてももう少し枠を広げた意見を聞くというようにしていただきたいと思いました。

<会長>

ありがとうございます。

<委員>

このプランが、環境基本計画と整合して作られるという説明がありましたが、プランの目標自体が26ページに指針、実現手法等ある中で、このプランを進めるにあたって、今後の成果の見方をどのように考えているのかというのをお聞かせいただけますか。

<事務局>

この田園環境整備マスタープランに関しましては、1月下旬開催の経営会議でプランの案の提示を行いまして、その後に議会説明、パブリックコメント等を経まして、平成24年度初旬に公表という形を予定しております。今後、事業実施の際に指針を参考に事業実施を進めていく。土地改良事業に関しまして、そういう形で進めさせていただく予定です。

また、農業について、先程からいろいろ御意見をいただいているわけですが、これは農業のいわゆるハード面を行う場合、事前に環境の調査等を行い、またその専門家に御意見をお聞きしながら取り組んでいるところでございます。

例えばため池の改修等において希少生物や絶滅危惧種がいた場合ですが、一時的に移植し、事業が完成した後、そのため池の中のブロックが平面的であった場合には、土にして水草の根が活着する工法等を行います。

また、維持管理につきましても環境に配慮するということになりますと、従来よりは手がかかるといった事もあります。

しかし、例えばほ場整備をやっている地区におきまして、子ども達に対して、自然に配慮した後の場所にどのような生物がいるのかというようなワークショップ的なものを持たれて、地域としてこの自然を次世代に引継ぐ、学習の場を持つということもされています。

いずれにしてもその評価ということになりますと、環境概要に直接評価として行うのではなく、あくまで計画段階、事業をする時点において環境への配慮を行い、そして終了後も継続されるように今後、取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

<会長>

以上で、田園環境整備マスタープランについては、終わらせていただきます。これをもって審議を終わります。議事の進行を事務局にお返しします。

<事務局>

御審議をありがとうございました。

今後の審議会の予定につきましては、今現在、一般廃棄物最終処分場の整備を地元と協議しながら進めている状況でございます。昨年度業務委託しております生活環境影響調査、地質調査を継続して実施している段階でございます。それと併せまして、今年度9月に施設の基本設計業務にも取りかかったところです。施設の概要等になりますが、そういうものをある程度決めた中で、地元のほうへお示しながら建設に向けた同意を得ていくという流れで今後進めていくことにしております。ある程度、概要等が決まりましたら、審議会で御意見等をお伺いさせていただければと考えています。よろしくお願いたします。

本日は、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。

	以上で会議を終了した。
会議資料	<ol style="list-style-type: none">1 平成22年度第1回山口市環境審議会次第2 平成22年度版 環境概要「環境基本計画年次報告書」(案)3 山口市田園環境整備マスタープラン～環境に配慮した農業農村整備事業実施の指針～の策定について4 山口市田園環境整備マスタープラン～環境に配慮した農業農村整備事業実施の指針～(案)
問い合わせ先	環境部 環境保全課 環境企画担当 TEL 083-941-2180